

# 醍醐本諸寺緣起所收「元興寺緣起」に就いて(上)

文學博士 喜田貞吉

## 目次

- 一、はしがき
- 二、元興寺緣起一名佛本傳來記
- 三、聖武天皇の宣命といふもの
- 四、元興寺伽藍緣起並流記資財帳割偽
- イ、其の外形から
- ロ、其の内容から一
- ハ、其の内容から、二
- 五、建通寺塔の露盤銘といふもの
- 六、元興寺の丈六佛光背銘といふもの
- 七、醍醐本元興寺緣起偽作の年代
- 八、結語及餘談

## 一、はしがき

古い緣起の纏まつたものとして比較的早く學界に知られたものは、もと南都大乗院の所傳で、今

は東京護國寺に藏する、清水寺清範輯の「諸寺緣起集」で、阿闍梨皇圓の扶桑略記中に引用せられた多くの古緣起と共に、古代寺院志研究者に取つて貴重なる史料となつて居るが、それにも比すべき古いものは、醍醐三寶院所藏の「諸寺緣起」である。

此の書の存在が何時の頃から學界に知られたかは確かでない。併し自分が始めてそれを知つたのは、たしか明治三十七年に故平子鐸嶺君が「法興寺と元興寺」といふ論文を雜誌歴史地理に發表せられてから餘程後になつて、博物館へ珍本を借り出したから見に来ぬかといふ事で、同君の下宿で

赤表紙十幾冊かの同書を示された時であつた。今日では其の元興寺に關するものは大日本佛教全書中に収録せられて、何人も容易に之を見るを得る様になつて居るが、それまでは流石博覽の平子君も其の存在を知られず、右の論文を書かれた際にも、元興寺の古縁起は僅かに上宮太子拾遺記中に引用せられた斷片のものに就いて、其の一斑を推測せられたに過ぎず、其の後「豊浦寺考」を發表された際に於ても、またそれを見るに及ばれなかつたのであつた。

當時自分は元興寺の草創に就いて平子君と意見を異にし、座上で同君と議論を闘はした事もあり是に關して一文を起稿しかけて居た際でもあつたので、喜んで同君と共に其の中の元興寺に關する分だけは通讀した事であつた。其の際自分は一見其の縁起文の内容から、それを偽作と斷定して卻けたので、同君が熱心に反對意見を主張せられた

事を記憶して居る。蓋し同君が既に發表せられた「法興寺と元興寺」の論文が、拾遺記援引の此の縁起の文から、兩者同一であるべきことを與書きし居られる所が少くなかつた爲であつたのだ。

其の後自分の書きかけた考證も未定稿のまゝに久しく筐底に藏せられ、他の研究に取りまぎれて數年間はつひ忘れたまゝになつて居たのであつたが、明治四十四年に論敵の平子君が没せられ、其の哀悼の餘りに、久し振に舊稿を尋ね出して、それに補訂を加へたのが、翌年一二兩月號に載つた「元興寺考證」である。

自分の考證の趣意は、法興・元興本來別寺で、元興寺はもと蘇我馬子が鹿深臣かふかのみぢの百濟から傳來した彌勒の石像を得て起した石川精舎や、司馬達等感得の舍利を得て建てた大野丘北塔が本となつたもの、法興寺は物部守屋討伐の際に、聖德太子の四天王寺建立の誓願と同時に、馬子の誓願した所

に基づいて、新に飛鳥の地に營なまれたものであつたといふにある。即ち元興寺は蘇我氏の私寺で法興寺は馬子が國家の爲に創建した寺だといふにある。随つて最初は法興寺の方が重きをなして、當時法興の年號までが稱へられた程であつたが、後には蘇我氏の勢力のます／＼加はると共に、其

の私寺たる元興寺の方が次第に重きをなして來た殊に天智天皇三年に道昭が歸朝して、此の元興寺内に禪院を營み、盛んに上下の尊信を得て、元興寺の法相宗一世を風靡するに及んで、主客漸く其の位置を顛倒し、天武天皇九年には法興寺（飛鳥寺）は遂に官の大寺の列から除かれて、僅にもと功があつたといふの理由で、特別に猶官治の例に入るといふ氣の毒なものとなつたに反して、元興寺の方はます／＼勢力を加へて、遂に文武天皇朝には四大寺の列に加へらるゝに至つたのである。

斯くて都が平城なに移るに及んで、一旦此の兩寺は

別々に新京に移されたのであつたが、折柄靈龜・養老の寺院合併獎勵の機運に際會して、奈良に於ても、亦飛鳥に於ても、本來蘇我氏を通じて此の縁故深き兩大寺が合併せられて、後には専ら元興寺の名を以て呼ばるゝに至つたものである。是が自分の考證の要領であつた。

右の考證の發表に際しては、自分は毫も問題の「元興寺緣起」を參考する所がなかつた。それは當時該書を閱覽する便宜がなかつたのと、一つはもと／＼それを僞書として重きを置いて居なかつたので、わざ／＼手數をかけてまでそれを借り出す程の熱心もなかつたが爲とである。

爾來十有餘年、學界別に元興寺に關する著しい研究を見ず、自分も全く無關心で放棄して近年に及んだのであつたが、たま／＼大正十二年に至つて、神宮皇學館の史學會五月號及十月號に、竹島寛氏の「元興寺考」といふ、前後七十五頁に渉る大論文

が發表された。當時自分はそれを心付かずに居たのであつたが、後に某氏から其の雜誌を示され、醍醐本緣起を本として徹頭徹尾お前の説を辯駁したものであるから、よく讀んで見るがよからうと注意された。併し其の頃も自分は他の研究に忙しかつたのと、一方には失禮ながら偽緣起に基づいた論考の、到底真相を得らるべくも思はれず、随つて又是に對して別に興味を感じなかつたのとでつひ一年餘も其のまゝにして居たのであつた。然るに學界には該緣起を信ずるものが多いと見えて近日それを引用した論文を二つまでも目撃したので、少閑を求めて始めてそれを讀んで見ると、成る程悉く平子君の法興元興同寺説に賛成して、自分の「元興寺考證」に全然反對したものである。而も其の議論の所據とする所ものが、某氏の言ふ如く主として例の醍醐本諸寺緣起中の元興寺偽緣起にある事を知るを得た。こゝに於てか今以て大

體に前説を確信する自分に取つては、竹島氏の右の駁論は自分に對して該緣起の偽作信するに足らざる理由を明にすべき義務を負はせたものであることを感ずるに至つた乃ち同緣起の價値を精査して、兼て法興元興兩寺の關係に及ぼうと思ふ。醍醐本の「諸寺緣起」は其の第一冊の奥書に「建永二年七月四日書寫了、執筆辨豪<sup>謹獻</sup>」とあつて、其の文字がすべて同筆である事から、其の頃の書寫である事が明にせられる。随つて現存緣起集としては、其の謄寫の時からでも七百餘年を経過した最も貴重すべき古史料であるには相違ない。併しながらそれにしても其の中に收められた此の元興寺緣起の如きは、此の寺草創當時からはすでに六百餘年を経過したもので、之を見るには相當の警戒を加へるの必要があることは云ふまでもない。元來妄語戒を五戒の一に置いた筈の佛教の徒も、寺門興隆の爲、衆生濟度の爲とあらば、所謂善巧

方便として、可なり白々しい嘘を言つても許されたものであつたらしい。殊に史料の世間に流布するもの乏しく、世人の歴史に關する知識の極めて貧弱なる時代にあつては、各自自己の寺院を尊からしむべく、或は寺の財物を保護すべく、若しくは其の所領を擴張すべく、都合のよい縁起を編纂し或は僞文書を作成しても平氣なものであつた。

隨つて今より見て古い記録文書であるからとて、決して斟酌なしに之を信用すべからざることとは勿論である。殊に縁起には虚構の縁起と僞縁起との別があつて、よく／＼警戒する所がなければならぬ。虚構の縁起とは、其の當代に於て稱へられた虚構の説を正直に記録したものの、僞縁起とは舊物に假托して、後より僞説を作成したものである。而して此の元興寺縁起の如きは、遺憾ながら明かに其の後者に屬するものである。即ち主なる伽藍縁起流記資財帳なるものは、天平十九年の法隆寺の

それに模倣して、後より作成したもので、其の他のものも亦孰れも信すべからざる僞縁起なのである。其の言ふ所は全く日本紀以下の記事と背馳し爲にする所あつて僞作した形迹の甚だ明瞭なるものである。以下項を分つて其の然る所以を述べやう。

## 二、元興寺縁起、一名佛本傳來記

醍醐本の「諸寺縁起」は其の名の如く、數多の寺院の縁起を収録したもので、當時是等の寺院が如何なる縁起書を有して居たかを知るには絶好の好資料であるが、今は専ら其の中の元興寺に關するものゝみを取り出して研究を加へて見る。

該書收むる所元興寺に關するものは、一、元興寺縁起一名佛本傳來記、二、有辟記とかいふ書より引用せらるしき聖武天皇の宣命といふもの、三元興寺伽藍縁起流記資財帳と題するもの。此の三

つの外に「符本國」と題する譯のわからぬ古記と、「私勘」と題する長寛三年大法師慈俊の抄録とがある。中に就いて最も重要なのは「元興寺伽藍縁起流記資財帳」と題するもので、初に所謂伽藍縁起を長々しく叙述し、塔露盤銘及び丈六光銘を録し終に資財の記事の一部を抄録し、其の資財の記事と光銘との間に、天平十九年二月十一日三綱牒上の文を挿んだものである。此の縁起は古く他にも流布して居たものと見えて、上宮太子拾遺記中に「本元興寺縁起曰」として、稀には「元興寺縁起曰」として少からず引用せられて居る。是に依つて醍醐本縁起の誤字誤寫を訂正し得る場合が少からぬのみならず、本文中に脱文あることを知るを得るの便がある。此の縁起の事は後に更めて研究を加へることゝして、こゝには先づ以て佛本傳來記なるものより觀察を始める。

元興寺縁起一名佛本傳來記は、清範輯の諸寺縁

起集中にも收められた簡單なもので、初に欽明天皇十三年佛像經教傳來の事、次に崇峻天皇元年太子馬子と元興寺の地を飛鳥に定められた事を記し終に推古天皇二十一年癸酉に田園封戸を寄附せられて永く之を犯すべからざることを誓ひ給うた由を録したものである。而してこゝに元興寺とあるのは、明かに日本記に法興寺とあるもので、兩者同一たることを露骨に示して居るのである。其の文中に、推古天皇の二十一年田園寄附の事あつてより、「天安二年戊寅に至る合せて三百一歳」とあるので、竹島氏は此の縁起が其の天安二年に書かれたものだ<sup>と云つて居られるのである。</sup>

案ずるに天安二年は推古天皇二十一年からは二百四十六年で、本記に云ふ如く三百一年とはならぬ。勿論是は誤算として一笑に附すべき事であらうが、それにしてもこゝに三百一年といふ數を掲げたには意味がなければならぬ。

扶桑略記及び平氏撰太子傳曆を案するに、法興寺落慶供養の際に聖德太子其の將來を豫言し給ひて、此の寺三百年の後に霜露衣を霑ほし、五百年の後に塔殿處亡せんと言はれたとある。而して扶桑略記には、此の法興寺は即ち今の元興寺なりとあるのである。こゝに於てか自分は思ふ。もともと此の豫言なるものは、法興寺なる元興寺が草創以來三百年にして衰退し、五百年にして荒廢したといふ事實のあつて後に於て、前以て之を權者たる太子の豫察し給ひし所として言ひ出されたものと認定すべきである。現に寺には草創の崇峻天皇元年から正に三百年の、仁和三年に此の寺燒亡の所傳を有して居るのである。而して此の事はたまく以て略記及び傳曆著作の年代を、所謂五百年後の堀河天皇の永長頃以後に推定すべき理由となすべきものであるが、此の佛本傳來記なるものは、更に其の豫言なるものが出來た後に於て、出

來たもので、所謂霜露衣を霑ほすといふ三百年を天安と誤算して、こんな事を書いたのであらうと考へる。隨つて此の縁起に、日本紀に所謂法興寺を直ちに元興寺と書き改めてあるといふ事は、法興寺が元興寺に併合された後に於て、寺に其の草創の所傳を失つたものとして、固より兩寺本來同一であるとの證據にならぬは言ふまでもない。尙此の縁起には其の終に、

難波天皇之代辛亥正月五日、授<sub>ニ</sub>此書三通<sub>一</sub>。一通治部省、一通僧綱所、一通大和國。具如<sub>ニ</sub>傳記<sub>一</sub>。

(註)醍醐本には「五日」を「吾」に誤り、「三通」の下の「二通」の二字を脱し、次の「通」の字を「滅」に誤る。今清龜集によりて訂正す。

とある。是れ果して何を意味するか。次の伽藍縁起には、所謂伽藍縁起の末に「難波天皇之世辛亥年正月五日、授<sub>ニ</sub>塔露盤銘<sub>一</sub>」とありて、其の下に所謂露盤銘なるものを書きついであるのである。そこで竹島氏は、此の正月五日に授けたといふもの

謂露盤銘なるものを書きついであるのである。そこで竹島氏は、此の正月五日に授けたといふもの

を以て、露盤銘ではなくて、所謂伽藍縁起即ち聖德太子の推古天皇二十一年に書かれた「元興寺等之本縁及等與彌氣比賣命之發願並諸臣等發願に就ての古記」を、孝德天皇の辛亥年正月五日に、嚴順法師外二師に授けられたものと解して居られる。併しそれでは何の爲に此の時に授けられたか又此の文では嚴順法師等にはなくて、治部省等に授けたとあるのはどうした事か。既に上宮太子拾遺記引く所にも、「元興寺塔覆鉢銘曰」として難波天皇」以下の文から、直ちに所謂銘文に書き連ねてある所を見ると、是は初から塔銘として傳ふる文にさうあつたものらしい。又此の縁起文自身に就いて之を見るも、次の丈六光銘の文には「銘曰」と下へつゞけてあるに拘らず、此の塔銘の方には「曰」の字がなくて何月何日「銘を授く」と、上へ續けて讀ましむべく出來て居るのである。然るに此の佛本傳來記なるものは、竹島氏が解せられ

たと同じ様に之を解して、孝德天皇の御代に縁起を授けたものと輕卒に書いてしまつたものであるに相違ない。若しさうでないとすれば、所謂伽藍縁起なるものは此の佛本傳來記よりも更に後のもので、佛本傳來記に所謂「具如傳記」とある、其の傳記に擬して僞作したものだとならねばならぬ。いづれにしても助からないものである。

更に其の「佛本傳來記」といふ名稱にも不審がある。「佛本」は日本紀に「佛のタメシ」と訓じて、佛像鑄造のお手本の事である。然るに此の縁起にそんな名を付けたのは、其の熟字の本義を忘れて、佛の始めて傳來した事の記といふ位の意味に用ひたものらしい。蓋し其の無智を表白したものに外ならぬ。併し後の元興寺には欽明天皇十三年渡來の像も此の寺にあつて、佛法最初の寺だと附會して居るのであるから、さる愚なる間違も起つたことであらう。

要するに此の縁起は、元興寺草創を知る上に於て何等の價値なきものである。

### 三、聖武天皇の宣命といふもの

次に有辟記といふ書から引用した、天平十八年四月十九日の聖武天皇の宣命と稱するものは、一層滑稽なる僞作物である。第一に其の文中推古天皇の御事を「大々天皇」とあることは、次にいふ伽藍縁起の用語を其のまゝに取つたもので、此の宣命が彼の縁起以後のものであることは、此の一事のみによつても明白であると謂はねばならぬ。上宮太子拾遺記に、「元興寺縁起推古天皇奉號大大王」とあつて、寺では古くさう言つて居たものらしく、所謂伽藍縁起なるものにも所々に此の稱呼が繰り返されて居る。

案するに「大大王」とは、もと「太王」とあつたのを傳寫の際に誤つて、「太」の「」點を送り字だと

解し、更にそれを「大大王」と改めたのであるに相違ない。醍醐本の此の縁起には、全文中に此の稱を用ふることをすべて二十箇處の多きに及んで居るが、其の中で拾遺記に引く所、たゞ一箇處だけ「太王」となつて居る所がある。併しそれにしても多くの天皇の御名を記したる此の縁起の文に於て、ひとり推古天皇をのみ特に太王天皇と申し奉るべき理由がない。是れ蓋し縁起の僞作者が、法隆寺金堂藥師佛後背銘に、推古天皇と聖德太子とを並べて、「大々天皇及東宮聖王」と申してあるのを見て、早計にも推古天皇の御事を太王天皇と申すものだと合點し、それが更に大大王となつたのであるに相違ない。而して此の宣命の文には、更にそれを其のまゝに眞似たものに外ならぬ。

更に此の宣命には末に藤原豐成の署名があつて

從三位中納言兼中務卿中衛大將東海道按撫使藤原朝臣

豐成白

とある。「豊成白」もあるまじき事であるが、殊に其の官位が甚しく間違つて居る。天平十八年四月の豊成の位署には、正しくは

從三位行中納言兼行中衛大將東海道鎮撫使。

となければならぬ。豊成は中務卿とはならぬ。現行續日本紀豊成傳に、中納言とあるべきを誤つて中務卿と傳寫してあるので、後に其の誤を受けたものが少くないが、是は中納言と中務卿とを双方並記したもので、當時の正しい文書にそんな事のあるべき筈がない。かたゞ此の宣命亦固より偽作採るに足らぬものたる事は勿論である。

因に云、醍醐本に「有辟記」とあるのは、末に收めた慈俊法師の長寛私勘文に、「元興寺壁上記」又は「壁記」とあるものゝ事で、元興寺本堂の壁にでも書いて置いたものであらう。私勘文には「壁上記云」として、伊呂波字類抄引寺家縁起と同文の句を抄録してあるが、此の「有辟記云」といふもの

にも、それと同文の一部を引いてあるのである。然らばそれに書きついで聖武天皇宣命なるものは當然別の物たる筈であるが、無知識なる縁起の編者は、恐らく傳寫の誤から生じた有辟記なる書の文として引用したものであらう。

要するに佛本傳來記と云ひ、此の宣命の文と云ひ、偽作固より取るに足らぬものではあるが、然らば何故にかゝる拙劣なるものを偽作したのであらうか。今兩者を通讀するに、兩者共に其の簡單なる文中に於て、推古天皇特に誓ひ給ひて、若し後世害を此の寺に加ふるものあらば、忽ち災禍を被るべきものなる事を仰せられたとあるのを見ると、恐らく此の寺衰退の後、其の押領せられたる所領に就いて本願天皇誓願の旨を高唱せんとしたのかと思はれる。此の寺が平安朝に於て既に甚しく衰へた事は、前記扶桑略記や太子傳曆中の太子の豫言と稱するものが之を示せるのみならず、今

昔物語亦明かに之を云つて居るのである。

#### 四、元興寺伽藍緣起並

##### 流記資財帳の剽僞

##### イ、其の外形から

本書は醍醐本諸寺緣起收むる所の諸記中最も長編のもので、此の以外に世に其の完本あることを知らぬ。其の一部分は既に上宮太子拾遺記にも引用せられて、夙に學界に知られたものであつた。

併しそれはたゞ其の斷片のもので、單にそれだけでは史料としての價値を明かにするには不充分であつた。随つて前記故平子君の如きは之を信じて、其の論考中に盛に引用せられたものであつた。

否其の完本を容易に見るを得るに至つた後と雖、彼の竹島君の如く、全然是によつて「元興寺考証」を論述せらるゝものもあり、最近にも中央史壇六月號「疑問の國史」中に於て、藤原猶雪君は其の

「佛敎紀元考」を論證する爲に本書を引用せられ、又黑板博士は同じく六月號考古學雜誌に於て、朝鮮三國時代唯一の金銅像を論じて、本書の記事を其の證左の一に用ひて居らるゝのである。又嘗て大矢透氏の「假名源流考」に、本書中の塔銘佛像銘の假名を引用せられ、建永謄寫の醍醐本の寫眞版をまで挿入して居られる事は、竹島氏の既に言はれた通りである。尙竹島氏によれば、「佛書研究」に本書に就いて詳細なる小野玄妙氏の研究がある由であるが、未だ之を見るの機會を有せぬを遺憾とする。但竹島氏の記せらるゝ所によれば、小野氏も亦本書の價値を充分に認めて居られるものらしい。

併しながら、つらく其の完本に就いて是が外形内容を精査する事によつて、本書が虚妄全く採るに足らざる僞作物である事を容易に發見する事が出来るのである。



錄、早可<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>者。謹依<sub>レ</sub>牒旨、勘錄如<sub>レ</sub>前。今具<sub>レ</sub>事狀、謹以<sub>レ</sub>牒上。

天平十九年二月十一日

都維那僧靈仁  
寺主法師教義  
上座法師尊耀

僧綱所、左大臣宣僧、大安寺緣起並流記資財帳一通、綱所押署下<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>寺家、立爲<sub>レ</sub>恒式、以傳<sub>レ</sub>遠氏者、加<sub>レ</sub>署判下送。今須謹紹<sub>レ</sub>隆佛法、敬誓<sub>レ</sub>護<sub>レ</sub>天朝<sub>レ</sub>者矣。

天平廿年六月十七日

佐官業了僧願清  
佐官兼藥師寺主師位僧勝福  
佐官兼興福寺主師位僧永俊

佐官師位僧惠徹  
佐官業了僧臨照

とあるのによつて知られる。然るに同じ日附の法隆寺の帳には、之を稍簡單にして、

牒、以<sub>レ</sub>去天平十八年十月十四日、被<sub>レ</sub>僧綱所牒<sub>レ</sub>稱、

寺家緣起並資財等物、子細勘錄、早可<sub>レ</sub>牒上<sub>レ</sub>者。謹依<sub>レ</sub>牒旨、勘錄如<sub>レ</sub>前。今具<sub>レ</sub>事狀、謹以<sub>レ</sub>牒上。

天平十九年二月十一日

都維那僧靈尊  
上座僧隣信  
寺主僧立鏡

可<sub>レ</sub>信平位僧乘印  
可<sub>レ</sub>信復位僧賢廣  
可<sub>レ</sub>信復位僧乘觀

僧綱、依<sub>レ</sub>三綱牒<sub>レ</sub>檢<sub>レ</sub>件事記、仍爲<sub>レ</sub>恒式、以傳<sub>レ</sub>遠氏、謹請<sub>レ</sub>紹<sub>レ</sub>隆佛法、將<sub>レ</sub>護<sub>レ</sub>天朝<sub>レ</sub>者矣。

天平廿年六月十七日

佐官業了僧願清  
佐官兼藥師寺主師位僧勝福  
佐官兼興福寺主師位僧永俊

佐官師位僧惠徹  
佐官業了僧臨照

と書いてある。彼是其の文の相違のあることは、

同じ大寺の列であつても、大安寺と法隆寺とはもと／＼其の資格が違つて、大安寺は奉勅左大臣宣による僧綱所の牒に基づき、又法隆寺は單に僧綱所自身の牒に依つて、寺の三綱連署して寺の縁起財物等を牒上し、僧綱所の役員之を按檢して與書を加へたものであつたらしい。随つて其の日附や僧綱所役員の署名は兩者同一であるが、たゞ大安寺では單に靈仁以下寺の三綱たる三人のみが連署し、法隆寺では靈尊以下の三人の外に、可信三人が同じく連署して居るの相違がある。是は蓋し其の寺の都合による事であらう。

ところで元興寺にも此の種のものがあつたとすれば、それは必ず大安寺と同様で、僧綱所牒の文にも「奉勅左大臣宣」の語があり、僧綱所檢案の文にも、「左大臣宣」の句があるべき筈で、單に僧綱所の牒によれる法隆寺のとは區別があつたものでなければならぬ。何となれば、當時に於ける大寺

の列は、大安・藥師・元興・興福・東大の五寺が第一位に居り、法隆寺は弘福・四天王・崇福・新藥師・建興等の諸寺と共に、第二位に居た筈であるからである。されば天平勝寶元年に諸大寺の墾田の數を定めた時にも、東大寺は四千町、元興寺は二千町、大安・藥師・興福等の諸寺は一千町、法隆寺は弘福・四天王・崇福・新藥師・建興等の諸寺と共に、各五百町を限られたものであつた。然るに此の元興寺伽藍縁起並に流記資財帳の牒上の文及び、僧綱所の按檢の文を見るに、全然法隆寺のと同じで、殆ど一字の相違がないのである。是れ蓋し寺格を重んずる大寺に於て、到底あり得べからざるところである。されどもし一步を譲つて、當時元興寺が法隆寺と同一の扱であつたところと、各寺別々に牒上する三綱牒上の文に於て、元興寺のものが法隆寺のものと同然同文であつたといふ事は、あるまじき次第である。是れ自分が本書を以て、

法隆寺のに模倣して偽作したとなす理由の一である。

更に其の三綱の位署を見るに、本書には單に「三綱三人可信五人」とのみありて、「位所皆在署」と記し、其の名を略して居るのである。蓋し是は法隆寺のを見てそれに倣つたものゝ、當時に於ける元興寺三綱以下の僧名は之を知るを得なかつたので、傳寫の際省略した體にもてなして胡魔化したものと見る外はない。

尙更に其の最も主要なるべき筭の資財の部を見るに、是は又單に寺賤及び水田食封の數、並びに其の所在の國名等を略記したのみで、是亦「各有其員皆略之」といふ遁辭の下に、傳寫を省略した體に作つてあるのである。是れ亦蓋し到底實らしく資財を列擧する事が出来なかつた爲の窮策に外ならぬ。

たゞ其の最末にあるべき筭の右の三綱牒上の文

及び僧綱所案檢の文が、資財の前にあることは、大安寺及び法隆寺のと其の體を異にして居るが、是は勿論錯簡の結果であると解せられる。或は其のお手本となつた法隆寺伽藍縁起並流記資財帳がたま／＼錯簡して居たのを其のまゝに倣つたのであつたかも知れぬ。

いづれにしても本書は元興寺の縁起を誇張し、附會し、日本に於ける佛法元興の道場なることを強説せんとするの目的の下に作成せられたもので、位署や資財の目の如きは其の主とする所ではなかつたのであるに相違ない。此の外文章の上に、辭句の上に、到底辯護し難い破綻を示せるものが少くない。前記「大々王」の稱號の如き、後に記する「櫻井豊浦宮」の宮號の如き一々列擧するの要を認めぬ程のものである。

ロ、其の内容から(一)

元興寺は實に貞觀四年の太政官符によつて「佛法元興之場、聖教最初之地」と言はれた程にも、我が國の佛教史に取つて由緒深き寺である。それは日本紀にも既に、敏達天皇十三年に大臣蘇我馬子が、百濟傳來の彌勒の石像外一軀の佛像を得て佛殿を宅の東に經營し、善信尼等の三尼を屈請して大會設齋し、たま〜司馬達等が齋食の上に佛舍利を感得して之を馬子に獻じたに就いて、馬子ます〜佛法を尊信して修行怠らず、亦石川の宅に佛殿を修治したとの事を記して、「佛法之初自茲而作」とある通り、實際是より我が國の佛法が盛になつたのであつたには相違ない。從來とても既に佛教は傳來して居た。寺らしいものもないではなかつた。僧侶も少々は渡來して居た。併し其の信仰は少數個人の間のみ行はれ、未だ邦人にして出家した程の人もなかつたのであつたが、こゝに至つて始めて隆盛に赴くの萌を生じたのであ

る。かくて馬子は其の翌年に大野丘の北に塔を建て、其の舍利を藏めた。是れ即ち後の元興寺の塔の起原で、彼の彌勒の石像と此の佛舍利とは、後までも元興寺に傳へられて居たのである。然らば即ち石川の精舎と大野の丘北の塔とは、是れ直ちに元興寺の起原をなしたもので、元興寺の名が「元めて興る」の義に取り、「佛教元興之場、聖教最初之地」と謂はれたにも無理はない。此等の事は古くから既に世に認められて居たところで、彼の大乗院寺社雜事記にも元興寺塔を説明して、

件塔婆ハ於三橋都飛鳥郷ニ而、ソ我大臣建立。始飯ノ上ニ令ニ出現ニ佛舍利奉納之希塔婆ナリ。天智天皇御宇飛鳥ノ堂塔ヲ奈良ノ都ニ引遷云ハ則此塔婆也。我朝ノ塔婆之始歟。

とあるのである。こゝに天智天皇朝に堂塔を奈良に移したとの事は間違であるが、馬子建立の達等感得の舍利を藏めた塔を以て、元興寺の塔の起原

だとする説は正しい。

然るに此の縁起に於ては、たゞに佛法流行の初を爲したといふだけでは満足せず、すべての點に於て「佛法元興の場」であることを主張せんと試み日本に於ける最初の寺なる蘇我稻目の向原寺、即ち後の豊浦寺を以て、是れ即ち元興寺だと附會して居るのである。而も一方には豊浦寺がもとく蘇我氏の氏寺なるが爲に、元慶六年に檀越宗岳そが(○蘇我に同じ)木村が、其の寺を檢領せんとして面倒なる訴訟事件までが起つた事などを願慮してか、此の寺當初から天皇の御造營にして、蘇我氏とは直接關係なきものゝ如くに附會してあるのである。是が爲には勿論日本紀・續日本紀等と相容れざることなどには頓着する所なく、向原寺を蘇我氏から奪はんが爲には、推古天皇は御代の二十一年に於て、生年一百歳にましくたなどいふ突飛な説を作り出してまでも、其の説に辻褃を合はさうと試

みて居るのである。

此の「生年一百歳」といふ事に就いては、流石の竹島氏も大いに疑念を抱かれて、爲に本書は「推古の御代のものでない事は明であるが」と言つて居られる。而もこゝまで心づかれたる氏が、なほ本書の所傳を重んぜられて、「少くとも此の古記は天安二年以前に書かれたものである事は確であつて、千年以前の貴重なる古記録であることは申すまでもない」と信ぜられ、是によつて元興寺の草創を考證せられんとしたのは惜むべき次第である。殊に同氏は如何に此の縁起を讀まれてにや、此の「縁起の記事が實情にふさはしき古傳を書き傳へて居るものと考へ」られた結果として、推古天皇は向原寺の後身たる「櫻井寺(後豊浦寺)の尼寺であるに對して、「僧寺として法興寺即ち建通寺を創められたものどなし、其の法興寺即ち元興寺で、豊浦寺の尼寺たるに對して、別に元興僧寺が存在

するものだと論じて居られるのは不審である。

同氏の所謂古記即ち醍醐本の此の元興寺伽藍縁起並流記資財帳なるものは、決して元興寺を以て豊浦寺に對するものだと云つて居ないのみならず、豊浦尼寺が即ち元興寺で、推古天皇は是に對して建通僧寺を創め給うたものと明言して居るのである。曰く、

等由良宮爲<sub>レ</sub>寺、故名<sub>ニ</sub>等由良<sub>ト</sub>。又大々<sub>ニ</sub>天皇命<sub>ニ</sub>推古<sub>ト</sub>治天下時、天皇耳皇子曰、今我等無<sub>ニ</sub>朝生年之數算<sub>ト</sub>、建<sub>ニ</sub>於百位並<sub>ト</sub>。○醍醐本「置<sub>ニ</sub>三誤<sub>ト</sub>、道俗之法<sub>ニ</sub>、世建興建通<sub>ト</sub>。竊惟<sub>ニ</sub>、如是事豈非<sub>ニ</sub>至德<sub>ト</sub>耶。佛法最初時、後宮不<sub>レ</sub>令破、楷井<sub>ニ</sub>井<sub>ト</sub>。選<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>道場<sub>ト</sub>爾時三女出家。時即大喜而令<sub>レ</sub>住<sub>ニ</sub>其道場<sub>ト</sub>。而生<sub>ニ</sub>佛法之芽<sub>ト</sub>(芽)。故名<sub>ニ</sub>元興寺<sub>ト</sub>。其三尼等者、經云、應<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>比丘(尼)<sub>ト</sub>。○本書拾遺記ニヨリ身<sub>ニ</sub>得度<sub>ト</sub>上者。即現<sub>ニ</sub>比丘(尼)<sub>ト</sub>。○同身<sub>ニ</sub>而爲<sub>ニ</sub>說法<sub>ト</sub>。其斯之謂歟。今亦更佛法興弘<sub>ニ</sub>世<sub>ト</sub>、建<sub>ニ</sub>元興寺本名<sub>ト</sub>。故稱<sub>ニ</sub>名建興寺<sub>ト</sub>。次法師寺者、自<sub>ニ</sub>高麗<sub>ト</sub>・百濟<sub>ト</sub>法師等重來、奏<sub>ニ</sub>佛法<sub>ト</sub>、建通。○「建通<sub>ニ</sub>二字本書<sub>ニ</sub>寺建<sub>ト</sub>」稱<sub>ニ</sub>

建通寺<sub>ト</sub>。當<sub>ニ</sub>皇后帝世<sub>ト</sub>、並道俗之法建興建<sub>ニ</sub>字<sub>ト</sub>。○本書「建<sub>ニ</sub>通<sub>ト</sub>。故知<sub>ニ</sub>大聖現影<sub>ト</sub>。○本書影<sub>ニ</sub>ヲ影<sub>ト</sub>ニ誤ル、ヨリ補フ。通。今拾遺記ニヨリ訂正ス。平。經曰、於<sub>ニ</sub>王後宮<sub>ト</sub>、變<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>女身<sub>ト</sub>、而爲<sub>ニ</sub>說法<sub>ト</sub>、其斯之謂矣。即知、以<sub>ニ</sub>此相<sub>ト</sub>應<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>此國機<sub>ト</sub>、故隨<sub>ニ</sub>其德<sub>ト</sub>義<sub>ト</sub>、稱<sub>ニ</sub>名法興皇<sub>ト</sub>。以<sub>ニ</sub>三稱名<sub>ト</sub>、永世應<sub>ニ</sub>流布<sub>ト</sub>也。

と。此の文誤字脱字等もあつて、甚だ解し難いが太子傳拾遺記や、慈俊法師の長寛私勘文引く所を參照して熟讀して見ると、「推古天皇が豊浦の宮を寺となされたのであるから、之を豊浦寺と云ひ、此の寺で始めて佛法の芽を生じたから、其の豊浦寺を元興寺と云ひ、是から佛法が興つて世に弘まつたから、豊浦寺即ち元興寺を建興寺といふ是は即ち尼寺で、是に對して次に法師寺は、高麗・百濟から僧が來て佛法を建通したから、それを建通寺といふ。かく皇后帝即ち推古天皇の御代に當つて佛法が建興建通したから、天皇の御事を法興皇と申す」といふ事になる。即ち尼寺なる豊浦寺が元

興寺即ち建興寺で、是に對して僧寺が建通寺であり、其の兩寺を起された推古天皇を法興皇と申すといふ所に、兩寺の總名としての、法興寺の名を

も利かせ、元興・建興・建通の三稱名を以て永く世に流布せしめるとするのが此の縁起の趣向なのである。されば此の縁起によつて、法興・元興同一だと言はれんとする竹島氏の説はよしや立ち得るとするも、それを認むる以上更に豊浦寺亦同一だといふ事をも認めなければならぬのではあるまいか。後の元興寺では事實豊浦寺亦同一だとの説を採つて居たのである。それは前記慈俊法師の長寛私勘文に、

稻目宿禰安置シ小治田家ニ、勤シ修出家之業ヲ、次捨ニ向原家ヲ爲レ寺。今此元興寺是也。

と云ひ、又至つて近代のものではあるが、本朝佛法最初南都元興寺山來○大日本佛にも、○大日本佛

欽明天皇即位十三年壬申云云、稻目大臣大悦び、高市

郡小治田の家に安じ、佛像を供養す。後向原の家を捨て寺ニなす。向原寺ニ名付。又建興寺ニ、又元興寺ニ號す。本朝佛法最初元興寺の濫觴是也。

とあるのである。されば大和舊蹟幽考や平城坊目考が、寺説のまゝに之を祖述したのも故ありといふべく、此の意味に於て故重田博士が、多くの信すべき史料との矛盾撞着に顧慮する事なく、眞一文字に寺説によつて、法興・元興別寺説、豊浦・元興同寺説を主張せられたのはむしろ勇敢賞すべきもので、竹島氏が豊浦・元興同寺説を露骨に記述する所の所謂古記の文を信せられながら、之を排斥して却つて法興・元興同寺説を採られるのは大なる不審でなくて何であらう。

## ハ、其の内容から(一)

本書は豊浦寺を元興寺となし、而もそれを推古天皇の御草創として、蘇我氏檀越たるの因縁を斷

たなが爲に甚だ苦しい、拙劣極まる牽強附會を多く重ねて居る。

先づ第一に「推古天皇生年一百歳癸酉年」といふ飛んでもない年代違ひの記事から筆を始めて居る勿論竹島氏も之を疑つては居られるが、是は疑ふといふまでもない事なのである。推古天皇は日本紀によれば、御代の三十六年七十五歳を以て崩じ給うたのであるから、癸酉即ち二十一年は六十歳である。又敏達天皇五年に十八歳で立つて皇后となるとの日本紀の記事に従へば、七十歳崩御で、御代の二十一年は五十五歳に當り、欽明天皇十五年又は二十年の御生れとなる。一説七十三歳崩御ともある。是に従へば十七年の御生れとなる。然るに本書は欽明天皇戊午年○日本紀の年立にては宣化天皇三年に百濟から佛法が傳來したとの説○此の説は元興寺で古く稱へたものと見えて、傳教大師の顯戒論にも見えて居るのである。により、此の時大臣蘇我稻目が自己の向原の家を捨して、向原寺を創めたといふ日本紀以下の説を排して、推古天皇即ち所謂大

々王○此の稱の事が、御自分の後宮を捨して寺となすは前に説明する。されたのだと言はんとするのであるから、御出生前とあつては辻褄が合はぬが爲に、強ひて此の御高齡を云爲する必要を生じたものと見える。かりに推古天皇二十一年に生年一百歳でおはしたとしたならば、戊午年には正に二十五歳で、其の位の事をなされても相當の御年輩となるのである。併しそれでは天皇は御歳六十四歳の御高齡で敏達天皇の皇后となられたり、それから後に五男二女をお生みになつたり、はては百十五歳までも御長生なされたりするが如き、至つて不自然なる結果を生ずるのであるが、そんなことには一向顧慮する所はなく、無論日本紀と抵觸する事などは毫も其の眼中にないのである。

かくて生年二十五歳の大々王は、佛像渡來に際して欽明天皇のお思召に隨ひ、牟久原むくはらの後宮○日本紀には稻目のを寺となし給うたので、其の寺はもともと向原の家

大々王の後宮たるの故を以て排佛家によつてなされた堂塔焼破の法難の際にも、幸に之を免れる事を得たといふのである。是れ蓋し豊浦寺即ち建興寺が、檀越蘇我氏の干渉から免れん爲の豫防線と見るべきものであらう。彼の元慶六年に檀越宗岳木村が豊浦寺に對して難題を持ちかけた際には、太政官は別當義濟の抗議を容れて、寺に對して有利な判決を下したのであつたが、それでもなほ「蘇我稻目宿禰家を佛殿となす」といふ事だけは、

判決文に於て明かに認めて居たのであつた。然るにも拘らず、此の縁起は、更に一步を其の上に進めて、それをさへ認めざらんとして居るのである。

次に壬寅年<sup>○敏達天皇十一年</sup>太后大々王と池邊皇子<sup>○後に用明天皇</sup>

と二柱同心して、牟久原殿を楷井<sup>○櫻井</sup>に遷し、翌

年始めて櫻井道場を作り、灌佛の器を隠藏したとある。こゝに灌佛の器とは、百濟王聖明が欽明天皇戊午の年に太子像と共に獻じたといふもので、

本書には日本紀に所謂金銅釋迦佛像の貢獻のことを認めず、釋迦は釋迦でもそれは生れたまゝの悉達太子の灌佛像であつたとなし、其の像今元興寺にありと云つて居るのである。これはどこまでも「聖敎最初之地」たるの因縁を此の寺に取らんと試みたもので、普通に聖明王貢獻の像は一旦難波堀江に投せられ、後にそれを本多善光が拾ひ出して信濃の善光寺に安置したといふ説を否定したものである。

次に日本紀には、敏達天皇十三年に大臣蘇我馬子が、鹿深臣が百濟から將來した彌勒の石像外一軀の佛像を請ひ得て、之を禮すべく播磨に高麗の還俗僧惠便を求め得、善信尼が之を師として出家した事、更に善信尼の弟子二人の出家した事、馬子其の三尼を崇敬して佛殿を宅の東方に經營し、件の彌勒の石像を安置した事、司馬達等が佛舍利を感得して馬子に獻じた事、馬子また佛殿を石川

の宅に脩治した事、「佛法の初茲れよりして起つた」といふ事、其の翌年更に大野丘の北に塔を建て、達等感徳の舍利を藏めたとの事、大臣病によつて卜者に問ひ、佛を禮した事などを記してあるが、本書にはすべて順序を顛倒し、或は石川精舎建立の事を隠して、癸卯の年○敏達天皇十三年に馬子が篋卜に問うて佛法を弘めんが爲に出家の人を求め、針間の國に高麗の脱衣の老比丘惠便と、老比丘尼法明とを得、善信尼等三尼は其の法明尼を師として出家した事に作り、次に大臣と大々王と池邊皇子とが大いに喜んで三尼を櫻井道場に住ましめ○日本記には三尼の櫻井寺に居る事を百濟にて受戒し歸國の後の事とすたと云ひ、其の際たまたま甲賀臣が百濟から將來した彌勒像を、三尼が櫻井道場にて供養禮拜したと云ひ、又馬子は達等感徳の舍利を得て、翌年止由良佐岐こよらさきに塔を建て大會を修したと云つて居るのである。而して此の事が即ち我が國に於て佛法の芽を生じた事になるので、

そこで此の櫻井寺即ち豊浦寺を元興寺と稱すといふ事に附會してあるのである。其の「佛法の芽を生ず」といふ事は、正に日本紀に「佛法の初茲れより起る」とあると同様で、それで元興寺の名を得たといふ事は適當であるが、而も其の元興寺の起原たる石川精舎の造營を否認して直ちに櫻井寺の事となし、又大野丘北の塔を豊浦崎の塔となし、すべてを向原寺の後身たる櫻井寺即ち後の豊浦寺に引きつけて之を元興寺とせんとする所に、此の緣起の趣向が明かに窺知せられるのである。此の説は後に太子傳玉林抄によつて、更に明白に記述せられて居る。曰く、

傳云、營佛殿於宅東。文 或裏書云、蘇我大臣宅東也。逆臣燒失之後又成寺。今豊浦寺是。本元興寺ノコトナリ

又曰く、

傳云、春二月○敏達天皇十四年蘇我大臣起塔於大野丘北。文裏書云、扶桑舍利集云、大野丘者、今豊浦寺東御門之

處也。今元興寺是也云云。

又上宮太子拾遺記引元興寺流記といふものにも、

大野岳地者今起豊浦寺之處也。其舍利、種々寶物、

今藏元興寺塔柱礎中<sub>也</sub>也。○竹島氏も之を引く

なごあつて、同じ穴の狐が處々に跳梁して居るのである。併しながら是等の史料がよしや幾らあつたとしても、其のすべては竹島氏も既に認めらるゝ如く、元興寺と豊浦寺とが本來別寺として存在したといふ、到底動かすべからざる事實の存在によつて、悉く容易に化の皮を剥がるべき運命に居るものたるを忘れてはならぬ。

次に日本紀に、大連物部守屋が堂塔を燒破し、燒餘の佛像を難破堀江に投じ、三尼を凌辱したとある事を、本書には敏達天皇が佛法を破却せられた事となし、而も櫻井道場だけは、大后大々王が「我が後宮ぞ」と云つて抗議せられたが爲に、此の際も幸に無難であつたと云つて居るのである。是

は若し櫻井道場が破却せられたとあつては、此の寺にあつたといふ聖明王獻上の灌佛像や、鹿深臣將來の彌勒像や、達等感得の佛舍利までが、悉く後まで無事に元興寺に保存せられて居るといふ事實に抵觸を生ずる爲である。何ぞ知らん日本紀の敏達天皇十四年の佛法破却の記事は、其の實欽明天皇庚寅の年に、大臣稻目の死去に乗じて反對派の行つた所を、日本紀には誤つて前後二度に重出したものであつて、聖明王奉獻の釋迦像は、或は此の庚寅の法難に失はれたでもあらうが、敏達天皇十四年の時の法難は、其の實日本紀所引の或本の説の如く、馬子諍うて之に従はなかつたので、彌勒像も、佛舍利も皆無事であつたのだ。随つて大后大々王の御抗議などを持ち出す必要もなかつたのである。

次に本書には三尼の百濟に渡つて受戒した事に就いて、くだくしい事を記してあるが、是は大

體日本記の記事により、それに餘計な枝葉をつけたに外ならぬ。併しながら本書には此の事に關聯して、「此の國にはたい尼寺あつて法師寺及び僧なし」と云ひ、尼寺たる櫻井寺○後に豊浦寺即元興寺に對して法師寺を建立するの必要を述べて、所謂法師寺たる

建通寺の建立の事に導いてゐるのは日本紀言はぬ所である。而も其の所謂法師寺なるものは其の實日本紀記する所の法興寺に當るのであるが、本書は直接それが法興寺たる事を言つてない。たゞ其の建立に就いて、聖德太子馬子大臣先づ俱に寺を起す處を見定め、やがて崇峻天皇元年に百濟から六口の僧、四口の工人等を奉つたので、此の年假垣假房を作らしめたところある所に、是れ即ち法興寺であることを知るを得るのである。然るに本書にはその寺名を建通寺と云ひて法興寺とは言はず、元興寺即ち豊浦寺、建通寺は兩々相並んだ僧尼の二寺となし、而してそれを作り給うた大々天皇、即ち

推古天皇の御事を、法興皇と申すと云つてあるのである。是れ蓋し兩者を合併して法興寺即ち飛鳥寺と云はんとするもので、こゝに緣起作者の苦心があつた所と察せられる。

更に本書には、推古天皇が此の兩寺に對して田園封戸の御寄附、佛像の御造營、等種々の善根功德を積み給うた事をことごとくしく叙して、永世何者もがそれを奪ふことの出来ないことを繰り返し、述べて居るのである。彼の佛本傳來記とか、聖武天皇の宣命とかいふ拙劣極まる偽作物も畢竟は之を述べたいが爲に作られたに外ならないのだ。曰く、

爾時天皇○推古即從座起、合掌、仰天、至心流ニ發懺悔ニ言、我現在父母、六親眷屬、思○本書思チ「懺」ニ誤ル、今拾遺記ニヨリ訂、痴邪見人、三寶即破滅燒流、所奉○本書「奉」チ「奏」ニ誤る、今拾遺記ニヨリ訂、之物反○拾遺記ニ返ニ作ル取滅也。然今我以等由良後宮一、爲尼寺、山林園田濟封戸奴婢等、更納奉。又

敬造法師寺、田園封戸奴婢等納奉。又敬造丈六二軀、又修自餘種々善根。以三此功德、我現在父母六親眷屬等爲、燒流佛法罪、及所奉之物返取滅之罪、悉欲贖除滅、面奉彌勒、聽聞正法、悟無生忍、速成正覺、十方諸佛及四天等處。以三至誠心、誓願所造二寺、及二軀丈六、更不破壞、不流、不斫、不燒、二寺所納種々諸物、更不攝取、不滅、不犯不謬也。若我正身、若我後嗣子孫等、若疎他人等、若有此二軀丈六所納之物、返、還、取、謬、有如此事者、必當受種々大災大羞。(下略)

まだ此の外にも、是に類した語を繰り返して、寺

## ポリピオスの史風(下)

文學士 原 隨 園

### 十 彼の歴史觀、その一、

超自然力の排除。

物を犯すものゝ災禍、佛を恭敬するものゝ福德をくだくしく述べ立て、居るのである。是れ蓋し此の寺衰退し、寺領が押領せられ、寺物が犯用さるゝに對する、寺僧等の最後の悲鳴の辭であらねばならぬ。尙此の以外にも、事實の矛盾、用語の不穩當等、指摘すべき甚多くの馬脚を有して居るが、以上述べた所だけでも既に其の偽作の證據充分過ぎる程であるから、狂人走れば不狂人ともに走るの陋を避けて、大抵は省略に附する事とする。

彼の歴史觀、即ち彼が歴史事件をどう見たかといふ中に於て、最も注目さるゝのは、歴史事件が